キシーが報告されている。

医療機関から副反応の疑い例（有害事象）として報告されたうちの重篤症例（重篤と非重篤は、明確な基準がないため、あくまでも報告者の判断に基づいている。同じ症状であっても、重篤であったり非重篤であったりすることから、この区分で症状の重症度を判断することはできない。）の発生頻度は、0.0026%である。（平成25（2013）年４月１日から令和８（2026）年３月31日までの数値。令和８（2026）年７月第112回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会資料2-24から。）

⑥　コッホ現象について

一般的な経過としてBCGを初めて接種した場合は、接種後10日頃に針痕部位に発赤が生じ、接種後１月から２月までの頃に化膿巣が出現する。

一方、結核菌や非結核性抗酸菌の既感染者にあっては、接種後10日以内（多くの場合は３日以内）に接種局所の発赤・腫脹及び針痕部位の化膿等を来たし、通常２週間から４週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応が起こることがあり、これをコッホ現象という。これは、BCG再接種においてみられる反応と同一の性質のものが結核菌感染後の接種において比較的強く出現したものである。

⑦　コッホ現象出現時の対応

ア　保護者に対する周知

市町村は、予防接種の実施に当たって、コッホ現象に関する情報提供及び説明を行い、次の事項を保護者に周知しておく。

㈠　コッホ現象と思われる反応が被接種者にみられた場合は、速やかに接種医療機関等を受診させる。

㈡　コッホ現象が出現した場合は、接種局所を清潔に保つ以外の特別の処置は不要である。反応が起こってから、びらんや潰瘍が消退するまでの経過がおおむね４週間を超える等治癒が遷延する場合は、混合感染の可能性もあることから、接種医療機関等を受診させる。

イ　市町村長におけるコッホ現象事例報告書の取扱い

市町村長は、あらかじめ様式第七のコッホ現象事例報告書を管内の医療機関に配布し、医師がコッホ現象を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市町村長へ報告するよう協力を求める。

また、市町村長は、医師からコッホ現象の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、コッホ現象事例報告書を都道府県知事に提出する。

ウ　都道府県知事のコッホ現象事例報告書の取扱い

都道府県知事は、市町村長からコッホ現象の報告を受けた場合は、厚生労働大臣宛てにコッホ現象事例報告書の写し（個人情報に係る部分を除く。）を提出する。

エ　コッホ現象事例報告書等における個人情報の取扱い

イにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告及び提出する。